

大規模小売店立地法第14条に基づく報告の徴収について

1 事案の概要

大規模小売店立地法（以下「法」という。）第5条第1項（新設）に基づき届出書が提出された店舗について、エアコン室外機による騒音の苦情が店舗所在市町村に寄せられた。

県としても状況を確認する中で、届出書に添付された図面では設置することとされていた遮音壁が実際は設置されていないことを把握したものの。

2 今後の対応について

（1）設置者の対応方針について

届出のとおり遮音壁を設置することが地形の制約上困難であるため、以下の対応を行うとの説明があった。

- 空調室外機のほか、冷凍室外機も含め、すべて駐車場側に移設する。
- 住宅が近接する箇所については、室外機の前に従業員の通勤用車両を並べるなどし、騒音の低減を図っていく。

（2）県の対応について

設置者の対応は、現在の苦情申立人の申し立て内容に対応するものではあるが、新たな生活環境の悪化などが懸念されるため、法第14条に基づき、設置者に対し報告を徴収することとしたい。

（報告を求める事項）

報告を求める事項	備考
①届出と実態の乖離の内容	遮音壁の有無に限らず、届出内容を総点検させる。
②①の発生原因と再発防止策	
③設置者の苦情処理体制	本件に限らず、苦情を適切に処理する体制がどうか確認する。
④苦情対応による効果・影響	新たな騒音被害や駐車需要への圧迫等を生じさせないか報告させる。
⑤法に基づく変更届提出の必要性	県で報告内容を精査し、必要に応じて変更の届出を提出させる。